

食の産業情報発信支援事業費補助金 3次募集案内

申請期間：平成27年10月23日（金）～11月10日（火）17時

この補助制度は、県内の食関連産業に係る中小企業者等が、国内外の展示会等（※）への出展等に要する経費の一部を県が補助することによって、本県の食関連産業の振興及び活性化を図ることを目的としています。

※ この補助金において「展示会等」とは複数の出展者が一堂に会し、取引先や事業提携先の開拓、商品の市場性を見極めや、受発注の機会の確保を目的に、自社の製品や製品、技術等を来場者に対して展示し、もしくは商談を行う展示会、見本市、商談会などです。

◆ 補助制度の内容

1 補助対象者

県内に本社又は主たる事業所（事務所を含む）を有する食関連産業に携わる中小企業者又は中小企業者2者以上のグループ

（注）「食関連産業」とは、

農業、漁業、食料品製造業、食に関する機械設備等製造業（食品加工機器、ライン、制御システム、冷蔵等保存機器、厨房機器等）、食器類、調理器具等製造業、卸売・小売業のうち、飲食料品、食に関する機械器具、食器類等卸売・小売業、宿泊業、飲食サービス業、その他知事が認めるもの。

※業種・事業等が当該補助事業に該当するかどうかについては、申請前に御相談ください。

2 補助対象事業

（1）国内展示会等出展事業

日本国内の展示会等（※）のうち、予定出展者数が300社以上の三重県外で開催される展示会等への出展

（2）海外展示会等出展事業

三重県又はみえ国際展開推進連合協議会、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会等が日本国外において開催又は三重県ブース、三重県フェア、他県との合同で行う合同フェア等として参加する展示会等（以下「三重県等が関与する展示会等」という。）への出展。

ただし、海外展示会等への参加条件や対象商品等は、各々の展示会等ごとに異なりますので、この補助金の採択を受けても、それぞれの展示会等に参加できない場合があります。その場合は、補助事業の中止届を提出していただくことになります。

※なお、本事業の採択者は別途県によるセミナー等のサポート施策の受講が必要です。

3 補助対象経費、補助額及び補助率等

| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 経費の内容 | 補助率 | 補助限度額 |
|------------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|--------|
| 国内展示会等出展事業 | 会場料 | <ul style="list-style-type: none"> ・展示会等への出展小間料、会場借料、小間指定権等 ・展示工事費（展示に必要な装飾工事費、電気工事費等） ・備品・機器類使用料（展示ブース内で使用する什器等備品、機器（ショーケース、照明機器等）等のレンタル料等） ・会場での光熱水費 <p>※展示即売会等の即売を主な目的とするものへの出展は対象外 ※出展者セミナーの開催費用は対象外 ※備品・機器類（モニター類等）の購入費は補助対象外</p> | 補助対象経費の1/2以内 | 上限35万円 |
| 海外展示会等出展事業 | 旅費 | <ul style="list-style-type: none"> ・渡航にかかる航空運賃（空港利用税、サーチャージを含む） ・ホテル等宿泊費 <p>※補助対象となるのは2名まで ※ファーストクラス、ビジネスクラス等特別に付加された料金は対象外 ※渡航費は、三重県等が関与する海外展示会等への参加以外の行程が往路または復路のいずれかに含まれる場合は、日本側出発空港と県等が関与する展示会等が開催される国を単純往復した場合の費用に準じた額とします。 ※宿泊料は、補助事業者が定める旅費規程に関わらず、県の旅費条例を準用し、その額をもって補助対象経費の上限とします。 ※宿泊料は、県等が関与する海外展示会等への参加日数分が対象となります。 ※日当、食費については対象外です。</p> | 補助対象経費の1/2以内 | 上限30万円 |

※補助金額については、予算の都合により減少する場合があります。

※同一の中小企業等が補助金の交付を受けることができる回数は、2（1）、（2）それぞれ1年度あたり1回を限度とします。

※国（独立行政法人等を含む）、本県又は他の地方公共団体、三重県の外郭団体、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会等から同一展示会等において当補助金の対象経費に係る部分について補助金等の交付や助成を受ける場合は対象外となります。

◆事業の対象となる期間

交付決定の日から平成28年3月31日（木）までに行われる事業
（支払いまで完了していることが必要です）

◆事前着手について

交付決定前に事業に着手すること（事前着手）は原則として認められません。ただし、事業の性格上やむを得ない理由があると知事が特に認めた場合はこの限りではありません。この場合、交付申請書に事前着手理由書を添付する必要があります。

なお、審査の結果、事業が補助事業として採択されても、事前着手に必要な経費が補助経費として認められない場合があります。

◆申請時提出書類

（交付要領、様式は下記のURLからダウンロードしてください。）

URL : <http://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/hp/syoku/hojokin.htm>

- 1 交付申請書（様式1）
- 2 事業計画書（様式1別紙1-1又は様式1別紙1-2）
- 3 収支予算書（様式1別紙2）
- 4 役員等に関する事項（様式1別紙3）
- 5 申請者が法人にあっては、定款及び登記簿謄本（現在事項全部証明書）（6ヶ月以内に発行したもの）の写し（コピー可）
申請者が個人にあっては、住民票（6ヶ月以内に発行したもの）の写し（外国人にあっては、住民票（6ヶ月以内に発行したもの）の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）又は住民票記載事項証明書（同法第7条第1号から第3号までに掲げる事項及び同法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る）（6ヶ月以内に発行したもの）の写し（コピー可）
- 6 直近2期分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）（コピー可）
- 7 消費税及び地方消費税の「納税証明書その3（未納の税額がないこと）」（所管税務署が当該事業計画書の日付の6ヶ月前以内に発行したもの）（有料）（コピー可）
- 8 全ての県税に滞納がないことの納税証明書（三重県の県税事務所が当該事業計画書の日付の6ヶ月前以内に発行したもの）（有料）（コピー可）
- 9 申請者の概要がわかるもの（パンフレット、ホームページ等）
- 10 展示会等の概要の分かるもの（主催者が作成した案内パンフレット・募集要項等）（コピー可）
- 11 出展予定の産品、製品の内容が分かるパンフレット等書類
- 12 補助事業に要する経費のうち、補助対象経費の積算金額の根拠書類（見積書、価格表等）。
三重県が関与する海外展示会等への参加以外の行程が往路または復路に含まれる場合は、日本側出発（または帰着）空港と県が関与する展示会が開催される国を単純往復した場合の費用に準じた額が確認できる見積書等
- 13 複数の中小企業者で構成するグループの場合にあっては参加企業概要（参加企業ごとに所在地、代表者、連絡先、従業員数、主要事業及び事業実績）
- 14 交付要領第7条第1項のただし書きに規定する理由があるときにあっては、事前着手理由書（様式4）

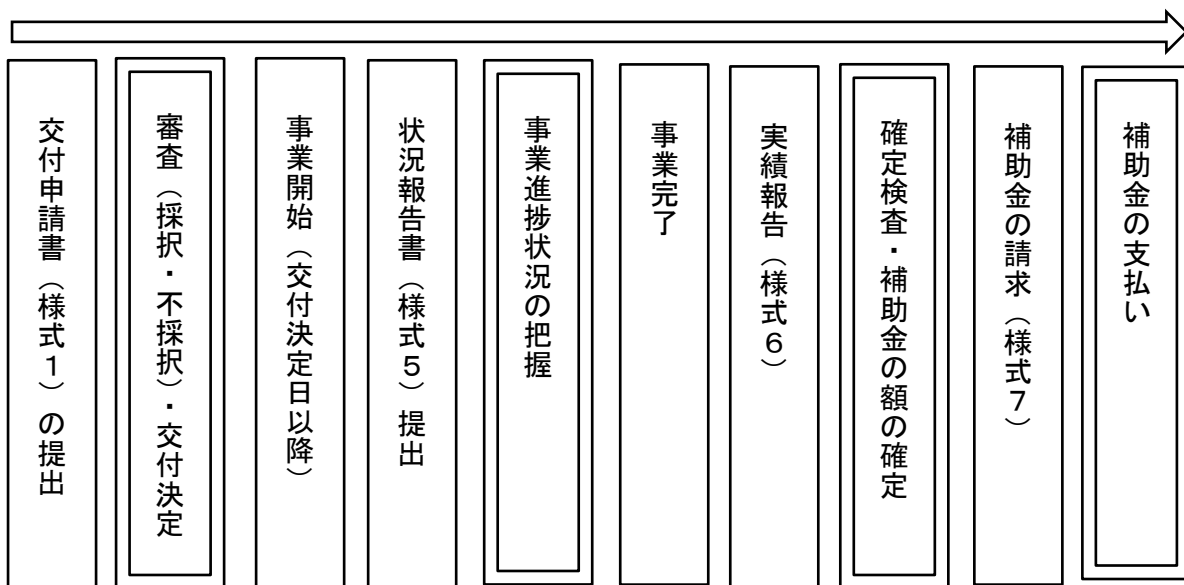
◆提出方法及び提出先

下記まで直接ご持参いただくか郵送で平成27年11月10日(火)17時までにご提出ください。(内容や添付書類が不備なものは受け付けられません)

◆事業計画の審査

応募のあった事業計画については、事業の必要性、事業の妥当性、事業の実現性、財務の健全性、期待される効果に着目して書類審査と必要に応じて聴き取りを行い、その結果を総合的に判断して、予算の範囲内で採択を決定します。

◆手続の流れ



□ : 交付申請者・補助事業者

□ : 三重県

※事業実施期間中、状況に応じて変更承認申請書、遅延報告書等の提出が必要になります。

お問い合わせ : 〒514-8570 三重県津市広明町13 (三重県庁8階)
三重県雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課 食の産業振興班
電話 : 059-224-2458 F A X : 059-224-2078 Email : shokusan@pref.mie.jp

【参考】

「三重県等が関与する展示会等」の実施予定

- 1 三重県フェア（香港）
2016年1月中下旬のうち、1週間程度
- 2 三重県フェア（台湾・高雄市）
2016年2月～3月のうち、10日間程度
- 3 三重県フェア（台湾・新北市）
2016年2月～3月のうち、1週間程度
- 4 三重県物産展（台湾・台中市他）
2016年3月18日～20日（3日間）

◆詳細につきましては各担当部局へお問い合わせください。

- 1、2、3 → 三重県営業本部担当課 営業推進班 TEL 059-224-2386
- 4 → 三重県農林水産物・食品輸出促進協議会 TEL 059-224-2458

(外国旅費)

| | | 指定都市 | 甲地方 | 乙地方 | 丙地方 |
|----------------|-----------------|-------------------------------------------|----------|----------|----------|
| 宿泊料 (一泊あたり) | | 19,300 円 | 16,100 円 | 12,900 円 | 11,600 円 |
| 地域 区分 | 北米 | ロサンゼルス、ニュー ーヨーク、ワシント ン、サンフランシス コ | ○ | | |
| | 西欧 | ジュネーブ、ロンド ン、パリ | ○ | | |
| | 東欧 | モスクワ | | ○ | |
| | 中近東 | アブダビ、ジッダ、 クウェート、リヤド | ○ | | |
| | 東南アジア、 韓国、香港 | シンガポール | | ○ | |
| | 南西アジア ・中国 | — | | | ○ |
| | 中南米 | — | | | ○ |
| | 大洋州 | — | | ○ | |
| アフリカ | アビジャン | | | ○ | |